

濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある方を含む）の方へ

府民の皆様のご協力により、濃厚接触の可能性のある方について下記の対応をお願いいたします。

【濃厚接触者とは】※ここでは濃厚接触の可能性のある方も含む

陽性となった方は、発症日 2 日前の接触（無症状の方は検体採取日の 2 日前の接触）から療養終了日までは周囲の方に感染させる可能性があります。

この期間に接触した方のうち、次の範囲に該当する方は濃厚接触者となります。

- 1.患者と同居、あるいは長時間（1 時間以上）の接触（車内・航空機など）があった人
- 2.手で触れることの出来る距離（目安として 1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで 15 分以上話しをした人

【濃厚接触者の方へお願い】

濃厚接触者の方は、新型コロナウイルス感染症患者と最後に接触があった日から 10 日間は、発症する可能性があります。

この間の PCR 検査の結果が陰性であっても、健康観察期間の終了日は変わりません。

不要不急の外出は控えていただき、ご自身で健康観察をお願いします。

健康観察期間中は、感染拡大防止にご協力をお願いします。

～検査について～

○検査については、希望されるもしくは有症状時に医療機関で実施してください。

○かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診ください。また、受診先をお探しの場合は新型コロナウイルス受診相談センターへご相談ください。

○検査の希望もしくは有症状時には「患者と濃厚接触した可能性がある（家族、友人、職場関係者等）」と医療機関に事前に連絡相談の上、医師が必要と判断した検査は症状の有無にかかわらず、検査にかかる費用は公費負担となるため自己負担は生じません。（ただし、検査以外の初診料等は公費負担対象外です。）

（新型コロナウイルス受診相談センターQRコード）



～健康観察期間と健康観察の仕方について～

- 健康観察期間の終了日は、患者の感染可能期間内に患者と最終接触日(0日)から10日目となります。

例) 患者の感染可能期間内での最終接触日が7月1日の場合、健康観察終了日は7月11日

- 1日2回(朝・夕)体温測定をし、ご自身で症状の有無を確認してください。
発熱、咳、息苦しさ、強い倦怠感などの症状に注意し、これらの症状がみられたら、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診ください。また、受診先をお探しの場合は新型コロナ受診相談センターへご相談ください。



～健康観察期間の過ごし方・生活上の注意点～

- 健康観察期間内に発症する可能性があるため、不要不急の外出はできる限り控えてください。通勤や通学もお控えください。やむをえず外出する際は、マスクの着用、手洗い、人との接触は避けてください。
- 公共交通機関を使用しないでください。(不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、飛行機など)
- 同居者がいる場合は下記の点について注意してください。
 - ・同居者同士の接触をできる限り避けてください。
 - ・タオルや食器等の共用は避けてください。
 - ・咳エチケット、石けんと流水での手洗い、手指のアルコール消毒を心がけてください。
 - ・手を触れる共用部分(例えば、ドアノブ、電気のスイッチ、トイレの便座やレバーなど)は、濃度70～95%のアルコール又は0.05%次亜塩素酸ナトリウムの消毒液で、拭き取り消毒を行ってください。
 - ・鼻をかんだティッシュや使用した使い捨てマスクは、すぐにビニール袋に入れ、密封して廃棄してください。

別紙【箕面市】児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の臨時休業方針（1月28日～）

学校による調査

陽性者が確認された場合、学校が、本人や保護者等から聞き取りを行い、濃厚接触者の候補を特定後、池田保健所が指定する聞き取りシート、リストを提出し、原則学校教育活動を継続する。

※ 陽性者が多数になる等、聞き取りに時間を要する場合などは休業とすることがある

陽性者確認

学校の対応

陽性者・濃厚接触者のみ出席を停止し、学校教育活動を継続
 ※濃厚接触者は陽性者との最終接触日の翌日から10日間自宅待機

保健所へ提出

【3日間の学級閉鎖】

陽性者及び濃厚接触者が学級に複数（15%以上）確認された場合
 ※陽性者及び濃厚接触者数の算定は、2日前までの期間、学校に一度も登校していない児童生徒を除く

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

※陽性者及び濃厚接触者、その他事由の欠席者が複数いる場合、校長は学校医、教育委員会に相談の上、臨時休業・学年閉鎖・学級閉鎖とすることがある

11日目に濃厚接触者は登校・出勤可能

治癒後、陽性者は登校・出勤可能

濃厚接触者の候補者リスト作成の基準

※リストの添付資料：基本情報記入シート・行動歴記入シート 等

濃厚接触の可能性の判断 ※大阪府健康医療部HPPより

陽性者の感染可能期間中に

- > 手で触れることのできる距離（目安として1m）で、マスクなしで15分以上話をした者
- > 車内等で長時間（1時間以上）の接触があった者
- > 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をしていた者（例：医療従事者・介護職など）
- > 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者（例：医療従事者・介護職など）